

須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業補助金交付要綱 Q&A

[全体版]

質問		回答	
Q1	対象となる県外移住者は、福島県外から本市に転入後2年以内の者又は転入しようとする者（同一世帯員及び同居する他世帯員を含む）とありますが、どの程度の期間、福島県外に住所があれば補助要件に該当するのでしょうか。	A 1	本市に住所を移転する直近まで継続して3年以上、福島県外に住所がある方が補助要件に該当します。 なお、福島県外から本市に転入後2年以内とは、補助金申請日からの起算となります。
Q2	以前から市内に居住している親などと補助申請を希望する住宅に同居する場合、住民票上世帯が分かれていても補助要件に該当しないのでしょうか。	A 2	要綱記載のとおり、同一世帯員及び同居する他世帯員が県外移住者であることが要件ですので、該当しません。
Q3	令和4年4月1日以降に補助申請した場合、いつまでに実績報告書を提出しなければなりませんか。	A 3	令和4年4月1日以降に申請した場合、補助対象住宅の所有権の保存等の登記を完了した日から3か月以内、または令和5年3月31日のいずれか早い日まで、実績報告書の提出が必要となります。 また、実績報告書には、移住後の本人及び同居者全員の住民票の写し、対象住宅の登記事項証明書の写し、取得に要した費用に係る領収書の写しなど、各書類の添付が必要です。 なお、実績報告書を提出いただき、額が確定した後に補助金をお支払いします。

質問		回答	
Q4	住宅建築を市内業者が請け負う場合、補助金額に10万円が加算されるとありますが、これは業者住所が市内であれば該当するのでしょうか。	A4	新築の住宅建築契約書に記載される業者の住所が市内であれば、該当します。
Q5	補助要件に該当し申請すれば、必ず補助金を受け取ることができますか。	A5	市・県の予算には限りがありますので、要件に該当する場合でも補助金を受け取ることができない場合があります。予めご了承ください。
Q6	申請書に必要な戸籍の附票はどこで取得できますか。	A6	本籍がある市区町村で取得可能です。
Q7	夫婦で住宅を取得し同居する場合に、共有名義で所有する際の補助対象者はどうなりますか？	A7	夫婦どちらか1人のみを補助対象者とします。 共有者の中で代表者を選定し、申請時に「代表者選任届（第3号様式）」を提出してください。
Q8	共有名義の住宅の場合、補助額はどのようになりますか？	A8	補助対象経費に対し、申請者持ち分額の2分の1を乗じて得た額と、交付要綱別表1に掲げる額の合計と比較して、いずれか低い額になります。
Q9	併用住宅（店舗、事務所等と住宅の機能を併せ持つ建物）は対象となりますか？	A9	住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であり、一般型誘導居住面積以上であれば対象となります。 なお、「店舗、事務所等」と「住宅」の金額の内訳書も提出してください。

質問		回答	
Q10	建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合していること、はどのように確認すればよいですか。	A10	申請時には、建築確認を受けているかどうかにより確認します。 完成後には完了検査についても確認します。
Q11	アパート等の賃貸住宅に入居する場合は対象になりますか？	A11	住宅取得ではないので、対象外です。
Q12	補助対象者の要件である「市税等を滞納していない者」について、滞納の対象となる市税の税目は何ですか？	A12	須賀川市税条例第3条に規定する税で、主なものは次のとおりです。 ・市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税
Q13	申請書の添付書類である「納税証明書」は、どこで取得できますか？	A13	申請時に居住している市区町村で取得してください。